

## 那覇地方裁判所委員会（第20回）議事概要

### 1 開催日時

平成25年6月17日（月）午後2時から午後4時まで

### 2 場所

那覇地方裁判所大会議室

### 3 出席者（委員は五十音順）

（委員）上原正一，上間正敦，大城真也，阪井光平，鈴木博，鈴木晋一，高野裕（委員長），浜口茂樹，松永勝利

（参列者）事務局長，事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官

（庶務）総務課長，総務課課長補佐，広報係長，広報係

### 4 議事

#### (1) 委員長挨拶

#### (2) 新任委員の挨拶

#### (3) 意見交換（テーマ：裁判員制度の現状と課題）

※ 意見交換に先立ち，植野那覇地方裁判所刑事首席書記官より裁判員制度の現状と課題について報告（平成21年5月～平成24年5月までのデータに基づいて作成された最高裁判所及び那覇地裁の裁判員裁判実施状況の検証報告書に基づくもの）した。

（報告の概要）

#### 1 起訴された事件数（被告人数）

裁判員制度実施後54人が起訴されている。平成24年は減少化傾向を示したが，今年の5月末時点で9人が起訴されており，昨年度の11人を上回ることが予想される。

#### 2 起訴された事件名

全国的には強盗致傷が全体の約4分の1、殺人が5分の1を占めているが、那覇地裁では殺人、傷害致死、放火の割合が高くなっている。金銭絡みの事件は相対的に少なく、全国的に多い強盗致傷事件が少なく、割合としては全国の半数以下となっている。また、性犯罪の割合は全国と比較してそれほど大きな相違はない。

米軍関係の裁判員裁判では、被告人について、米軍人が6人、米軍人の妻が1人となっている。

### 3 判決が言い渡された事件数

起訴された54人中、48人の判決言渡しが終了している。既済率は88.9%で、全国(79.9%)に比べて高く、裁判が滞ることなく円滑に進められているということが言える。

### 4 裁判員候補者の裁判員等選任手続期日への出席率

全国が79.1%に対し、那覇地裁は64.8%で、全国に比べて低くなっている。ただし、全国的に年々出席率が低くなっているのに対し、那覇地裁では徐々に上がってきている。候補者に送付する書類を必要最小限にしたことや、電話でのやりとりの効果によるものと思われる。もっとも、電話でやりとりした場合は辞退の申し出をされることが多く、出席人数の増加に繋がっているかということについては疑問もあるが、辞退者は母数から除かれるので、出席率の向上には繋がっているものと思われる。

当庁の出席率が低いのは、離島が多く、沖縄本島も南北に長いといった地理的要因、自家用自動車がないと移動が不便といった交通インフラの要因、所得が低く裁判員裁判に関わる余裕がないといった経済的要因が大きいのではないかとと思われる。これらの点は裁判所で解決できるものではないが、送付資料の改善や広報等により、今後も引き続き出席率の向上に努力したい。

### 5 裁判員の属性

全国と比べると20代の割合が高く、60代が低くなっているが、職種に関し

ては全国と同様に幅広い職種から参加されており、性別もほぼ同数となっている。

#### 6 公判前整理手続の実情（期間）

長期化が問題となっているが、全国の平均審理期間が5.9月であるのに対し那覇地裁では4.4月、自白事件では全国4.5月に対し3.3月、否認事件でも全国7.7月に対し6.5月と、全国に比べて短い期間で審理が行われている。

#### 7 審理の実情（わかりやすさ）

アンケート結果では、わかりやすかったとの意見は全国と同様に減少傾向にあり、改善を要するところである。

審理における証拠書類の朗読時間は全国的には1時間を超えることが普通であるところ、那覇地裁では法曹三者の協議・協力により1時間を超えることは少なく、また、平成23年秋頃から可能な限り直接証人や被告人から話を聞こうという取り組みを行っており、その成果についても今後注視していく必要がある。

#### 8 評議の実情

評議における話しやすさ、充実度は全国、那覇ともに高い数値を示している。大多数の方が積極的に評議に参加しているものと受け止めている。また、評議における議論の充実度についてもよくなっている。

#### 9 裁判員経験者の感想

全国、那覇地裁とも、ほとんどの方が非常に良い経験又は良い経験と感じたとの意見が出されている。那覇地裁で開催した裁判員経験者の意見交換会では、これから裁判員となる方へのメッセージとして、ほとんどの経験者から「選任された時には是非参加してもらいたい」との積極的な意見が出されている。

#### 10 那覇地裁における課題

審理のわかりやすさの数値が年々減少していることを踏まえ、見てわかる裁判という裁判員制度が始まった当時の初心に戻って審理の在り方を考える必要がある。書類依存からの脱却、尋問技術の向上等の問題に対し、法曹三者による意見交換や裁判員経験者のアンケート等の結果も踏まえ、証拠の適否やプレゼンテ

ーションの仕方等について改善に努めており、引き続き、専門家サイドがいかに裁判員の感覚を理解していくかということに配慮して法廷での技術を磨く必要がある。

また、当庁では通訳事件が多く、現在まで8人の事件で通訳人が選任されている。米軍基地の関係もあって英語の通訳事件が多いというのが当庁の傾向でもあるが、優秀な法廷通訳人の確保、育成に気をつけていかなければならない。

### 【意見交換】

○：意見交換に入ります前に、松永委員から事前に質問のありました次の1～3について当庁事務局長より回答いたします。

- 1 那覇地裁でこれまで裁判員等選任手続期日に正当な理由無く出頭しなかった裁判員候補者の数
- 2 公判期日に正当な理由無く出頭しなかった裁判員，補充裁判員の数
- 3 正当な理由無く出頭しなかったとして過料に処せられた裁判員候補者，裁判員，補充裁判員の数

○：1，2について、いずれも正当な理由無く出頭しなかったという観点からの統計把握はできていませんが、1について、裁判員選任手続期日に出頭しなかった候補者ということであれば、平成21年5月から平成24年5月末日現在において700名が不出頭となっています（自庁統計の概数）。

2については、裁判員に選任後、正当な理由により解任した人数及び補充裁判員から裁判員に選任された人数という形でしか把握できておりませんが、その数については、平成21年5月から平成24年5月末日現在において各11名です。

3について、現時点では一人もいません。

●：出席率が低い理由として、地理的要因や交通インフラ、所得との問題を上げていましたが、具体的なアンケートに基づく内訳がありますか。

○：実際に裁判員の方から差し支えということで辞退の申し出があることがあり

ますが、辞退の理由を聞きますと、そのような理由を上げられることが多いと聞いています。

- ：どの理由が多いかなどのデータはとっていますか。
- ：データはとっていません。
- ：所得が低いといった経済的要因は、辞退政令6号の「その他精神上又は経済上の不利益」に該当するものと思われ、その割合が全国では7.5%であるのに対し那覇地裁では31.2%となっています。経済的なことばかりではないと思いますが、その割合が全国に比べて高くなっていますので、県民所得等も考慮すると、そのようなことも言えるのではないかと思います。
- ：それ以外の辞退事由はどのような状況ですか。
- ：70歳以上・学生等が27.8%、疾病・傷害が13.7%、事業における重要な用務が4.7%、介護・養育が12.7%です。
- ：経済上の不利益というのは、どのように理解すればよろしいのでしょうか。そこで時間を取られると仕事ができなくなり、その分収入が減るので辞退するという意味でしょうか。そうであれば、事業における重要な用務にカウントされてもよいのではと思いますが。
- ：事業における重要な用務というのは、それなりの責任ある職務があつて、どうしても自分が離れると事業に支障を来すということで、単に収入が得られないというレベルのものではないと考えられます。
- ：地理的要因や交通インフラ、所得との問題での辞退事由については、どこまで検証されているのですか。詳細分析はされていますか。
- ：そこまではしていません。
- ：地理的要因、交通インフラについては、どの辞退事由に該当しますか。
- ：詳細を把握しているわけではありませんが、交通インフラの問題になってくると、例えば介護で時間のやりくりがつかないこともあれば、事業における重要な用務のところで時間のやりくりがつかないということに当て

はまることもあるので、辞退事由としてはケースバイケースで異なってくると思います。

- ：客観的に示されている理由かどうかということでは、そうではなく、推測の意味合いが強いのかもかもしれません。
- ：審理の実情・わかりやすさに関するアンケート結果を示したグラフの項目で、「理解しやすい」と「理解しにくい」の他に「普通」という項目がありますが、「普通」という評価があるのでしょうか。どのように理解すればよろしいのでしょうか。
- ：理解できないわけではないが、それほど理解できたということでもないということだと思います。
- ：「普通」が意外と重要で、これがどちらかに寄ると大分違ってくると思います。
- ：普通を「理解しやすい」方に受け止めると、裁判員の方は審理内容に問題を感じていないという理解も可能ですので、ご指摘はごもっともだと思いますが、積極的に理解しやすいと思っている方が随分減ってきているのは間違いないところですので、そのあたりは問題意識を持っています。
- ：通訳人についてですが、どのように選任するのですか。また、何人くらいいるのですか。
- ：裁判所が作成している通訳人名簿の中から事件毎に選任しています。事件にもよりけりですが、いろいろな言語があり各裁判所によってもその数は違うところがあります。例えば、那覇地裁では、実際に英語を使う事件が多く、英語の通訳人が多いのですが、全国的には英語の通訳事件はかなり少ないのが実情です。
- ：通訳人の総数は57人で、その内英語が15人、中国語が19人、それ以外にはペルシャ語、韓国語、フランス語、ベトナム語、タガログ語の通訳人がいます。

- ：裁判の通訳は単なる通訳ではなく、守秘義務などの面で精神的にかなりの高度なストレスがかかると思いますが、それが特定の通訳人にかかるということなどの問題はありますか。
- ：なかなか難しいところもありまして、裁判員裁判では、ある程度の能力や経験が特に必要になってくるため、そうなる経験のある方に集中しがちな部分はあります。そうやってきますと、育成という観点からは問題もありますので、その辺りのバランスをどうとっていくのかがこれからの那覇地裁の課題ではないかと思っています。
- ：裁判では、裁判所側、検察側、弁護側それぞれで通訳人を用意するのですか。
- ：捜査段階では、検察庁、弁護側それぞれで通訳人を用意することになりますが、裁判の場では裁判所が選んだ通訳人が全ての通訳を行います。
- ：裁判に当たって、通訳人が検察側や弁護側に取りられて確保しにくいということはありませんか。
- ：通訳人が少ない少数言語ではそのような問題が生じるケースもあると思います。裁判に先立って警察や検察官が捜査したり、弁護人が接見に行くときに通訳人を使う場合がありますが、その通訳人を除いてしまうと他に通訳人がいない、確保するのが難しいという場面が生じるところです。
- ：捜査の段階でも、警察と検察庁では、原則として同じ通訳人は使いません。その通訳人は警察で話したことを知っており、それにバイアスがかかって変に誘導したら困りますから、当然警察が使った通訳人を検察官の捜査に使うことはしません。検察庁でも裁判所と同じように名簿を作って通訳人を確保していますが、少数言語の場合はそのようなことも起こりうる可能性はあります。
- ：通訳人名簿は全国共通ですか。沖縄の通訳者が東京で通訳することもありますか。

- ：通訳人名簿は各庁で作成しますが，那覇地裁の名簿で必要な言語の通訳人がいない場合には全国の名簿に当たるということになります。名簿としてはそれぞれの裁判所で管理していますが，他の裁判所の名簿が使えないというわけではありません。
- ：95%の方が裁判員を経験してよかったと感想を述べていますが，残り5%の方の中に精神的な病気になった方はいますか。そのような方がいた場合，その方の治療費は国が負担するのですか。
- ：福島地裁郡山支部の死刑判決が出た事件で，精神的に負担を感じられたケースがあったという報道もありましたが，基本的には，裁判という仕事によって精神疾患になったということであれば公務員の災害補償の対象になります。また，裁判員には，その他にメンタルヘルスサポートセンターがあり，精神的な面できつい，体調が良くないなどという場合に相談できる窓口を用意しています。また，何かあれば，いつでも裁判官や裁判員係に連絡するよう説明しています。
- ：審理のわかりやすさの減少が問題だということですが，通訳人をつける事件とつけない事件で，わかりやすいと思っている方々にバラツキがあるのかどうか。また，事件の種類によって特にわかりにくいとかいう事件があるのかどうかについて把握されていますか。
- ：通訳事件に特化した形での分析は行っていません。なお，最高裁判所の検証報告書では，通訳事件は難しい事件ということで，通常の自白事件から除くという形で統計をとっていますが，当庁の場合では，通訳事件とそうでない事件ではっきりした違いが出ていないため通訳事件も入れて統計をとっています。それを前提にして，公判前整理手続期間は比較的短かく，審理の内容についても特に問題は生じておらず，少なくとも全国と比べても遜色のない数値が出ています。
- ：裁判員経験者の意見交換会では，できる通訳人の場合は自信を持って大



きな声で通訳をするが、わかりづらいときには通訳人も自信がないのか小さい声で通訳して非常に聞き取りづらかったという意見がありました。また、英語が堪能な裁判員経験者からは、ニュアンスが少し違うのではないかとといった話もあり、通訳人の力量によってわかりやすさに差が出ているのは、統計上の数値とは別に、現実にはそのような感想を持たれる裁判員がいたのも事実だと思います。

- ：裁判員裁判の施行前後は、重大な事件の裁判に関わるということ、他人の裁判に関わることに抵抗を感じる、人の人生を決することに関わっているのかどうかという不安の声が結構あったと思いますが、今回のデータからは「参加してよかった」「よい経験だった」という声が多いわけですが、当初の頃にあった不安というのは払拭されているという理解でよろしいのでしょうか。
- ：完全に払拭されたかどうかはともかくとして、実際にやってみるとイメージしていたものと違っていたということだと思います。裁判というのは、その人の人生を裁くのではなく、起訴されている行為を裁くということで、実際の裁判に関わってみるとその辺りがよくわかってきて、その結果が表れているのではないかと思います。
- ：福島地裁郡山支部のケースは重い形で出たものと思われませんが、那覇地裁ではそのようなことはなく、全体的に制度が始まる前後に不安視されていた裁判員の具体的な不安などはないというのが3年経った結論ということでしょうか。
- ：裁判員経験者の中には、すこし気が重くなったという方もいましたが、その方は同じ事件の経験者と連絡を取って解消されたと話していました。また、皆で決めた量刑なので一人で背負わないという話もあり、思ったほど精神的な苦痛は感じていないのかなという感じは受けました。なお、那覇地裁では死刑求刑事件はなく、精神的負担という点では、当初危惧され

たほどではないと思います。

- ：通訳人のことですが，例えば日本語を聞くことも話すことも全く問題のないアメリカ人が，英語で裁判に臨みたいと希望した場合は，通訳人を付けるのでしょうか。
- ：個別の裁判体の判断にはなりますが，念のために通訳人をお願いしたいということであれば，おそらく付けることになると思います。実際に，日本に長く住んでいる方で日本語もよく話せる方もいますが，普通のやりとりは日本語で行い，わからないところだけ通訳してもらうという形で審理を進めることもあります。
- ：ウチナーグチの通訳人を付けた事例はありますか。
- ：民事裁判でウチナーグチの通訳人を付けた事例があると聞いたことがあります。
- ：精神的負担との関係で，どのように訴訟運営を行っていますか。
- ：現場の写真などは真に必要なものとし，不必要に出さない，使わないようにするということが上げられます。また，写真など，カラーであまりに生々しいのもどうかと思いますので，事件により，カラーを白黒に代えたりして，できるだけ負担をかけないようにして審理を進めるようにしています。また，裁判員裁判では，概ね1時間おきに休憩が入るのが一般的で，その中で精神的な負担を感じていないのかどうかについても，話を伺いながら対応していくという形になっています。
- ：死刑求刑事件では，行為そのものの立証に加え，量刑を確保するため情状の立証も要るということになった場合，被害者がいかに悲惨な結果を受け，周囲の人が悲しんでいるのかということ，具体的な証拠を出して適正な量刑を審理してもらうことになりませんが，他方で，審理される方々のメンタル面のケアというものに関しては，十分なバランスをとらないといけないとは思いますが，だからといって全てオブラートに包んでし

まうことになる、被害者側の感情を考えると検察官としてはできないところもあって、そこはみなさんの御意見を聞いた上で対処しなければならないというところがあります。やはり、遺族から自分の子供や親族が悲惨な状態で最期を迎えたというところを出してほしいと求められた時に、裁判員裁判なのでそれはできませんというわけにいかないところもあり、被害者のために動くということも大きな社会的課題です。裁判員裁判を円滑に運用するということも大事ですが、被害者の受けた被害を世の中に正当に出していくということも大事なこともかもしれませんので、そこは慎重に配慮しつつ、だからといって全てそこで、妥協するのはどうかと思います。

○：難しい問題がまだ残っていますが、那覇地裁ではカラー写真を白黒に代えて対応できた事件ということもあって、メンタル関係での問題はなかったようです。

●：裁判員のメンタルヘルスサポート窓口について、那覇地裁での利用状況はどうでしょうか。

○：窓口の案内は行いますが、実際に誰が利用したかについては把握していません。

●：起訴された事件数の減少傾向について分析していますか。

○：いろいろと原因はあると思いますが、少子化が進み少年犯罪が減っている、裁判員裁判が始まって、それなりに大きな事件に集中して、若干手が足りなくなったこともあるかもしれませんが、幸いなことながら刑事事件の数は減ってきています。沖縄県の全体的な治安としては悪くないので、結局全体的な社会の動きを反映しているのだと思います。また、警察をはじめ捜査機関の捜査能力が向上し、予防的なことも行っていること、例えば、交通事故などでは厳罰化が進み、特に飲酒運転などではアナウンス効果も出ています。検察庁ではもともと自動車運転過失致死傷事件が多いのですが、少子化が進み、運転人口が減ってきたということもあって、車関

係の事件は減少している気がします。当庁でも受理数や処理数も漸減傾向にあります。

(4) 次回期日・テーマの確認

期 日 平成25年11月25日(月) 午後2時

テーマ 専門的知見の活用等について